

一般社団法人アーバンデザインセンターおおむた 設立趣意書

かつての大牟田市のまちなかは、商店や百貨店が集積し、また鉄道やバスなど多様な交通手段に支えられた地域として、周辺市町から多くの人々が訪れる地域経済の中心として機能していました。しかし現在では、人口減少に加え、モータリゼーションの進展等により居住や消費が郊外化した結果、まちなかの居住者や来街者が減少し、空き家・空地・空き店舗等の低未利用地が発生する「都市のスポンジ化」が進行して、まちなかの活力が低下しています。

一方、現在のまちなかは、福岡や熊本の都市圏とを結ぶ JR や西日本鉄道の駅が複数存在するほか、市役所や郵便局など行政機関をはじめ、イノベーション創出拠点「aurea」や市民活動等多目的交流施設「えるる」、大型商業施設など、多様な都市機能・インフラが集積しており、今後の発展の可能性を秘めたエリアです。また周辺には、全国初となる「絵本美術館」を有する大牟田市動物園をはじめ新総合体育館「おおむたアリーナ」など賑わい交流拠点化が進む「延命公園周辺地区」や、帝京大学をはじめ広域から多くの集客がある諏訪公園や大型商業施設に加え新たに大規模な宿泊施設が進出する「岬町地区」などがあり、市内の拠点エリアとまちなかとの連携が期待されています。

まちなか再生のためには、これらのポテンシャルを生かしながら、ハード・ソフト両面での取組みを行うと同時に、まちづくりのための「場」の提供を通して多くの人々をまちづくりに巻き込み、大牟田に関わる人や愛着を持つ人を増やして行くことが重要です。まちなか再生を進めることで「まちの価値」が高まり、それが他のエリアや郊外へと波及して、「都市全体の魅力や価値の向上」に繋げていく必要があります。

今年3月には、公・民・学でつくる大牟田まちなか再生推進エリアプラットフォームにおいて、今後20年を目標としたまちなかの魅力創出及び活力の維持向上のため、エリアの将来像とその実現のための取組指針を定めた「大牟田まちなか再生未来ビジョン」が策定されました。こうした動きを受け、この度、未来ビジョンを実現するための推進組織として、公・民・学連携の「一般社団法人アーバンデザインセンターおおむた」を設立することとしました。

この未来ビジョン策定に続く推進組織の設立を契機として、大牟田らしい「まちなか再生」に取組み、目指す姿の「3つのWa(環・輪・和)」が実現し、魅力ある未来が創造されることを期待します。

この主旨ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

令和6年11月吉日

大牟田市長 関 好孝

大牟田商工会議所会頭 板床 定男

独立行政法人国立高等専門学校機構 有明工業高等専門学校校長 八木 雅夫

記

1. 設立の目的

大牟田市のまちなか再生、活性化を通して、都市の魅力と価値を高めることを目的とする。多様な都市機能の導入やインフラの活用を通じて、市民サービスや公共交通の維持・向上を推進するとともに、市内外の人々にとって魅力的で機能的な都市空間や活動を創出する。また、公・民・学が連携し、単独では実現困難な課題に共同でチャレンジするとともに、市民や学生、若者がまちづくりに参画できる機会をつくり、まち全体の持続的な発展に寄与する。

2. 名称

一般社団法人「アーバンデザインセンターおおむた」と称する。(略称「UDC おおむた」)

3. 会員

会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員：当法人の目的に賛同し、入会した法人、団体
- (2) 賛助会員：当法人の事業を賛助するために入会した法人、団体又は個人

4. 事務所の所在地

事務所を福岡県大牟田市に置く。

5. 事業

次の事業を行う。

- (1) まちなか再生・活性化に関わる計画の立案、行政及び民間事業者等への提言並びに活性化のための事業
- (2) まちなか再生・活性化に関わる調査研究・社会実験などの事業
- (3) まちなか再生・活性化に関わる情報収集、情報提供、情報発信に係る事業
- (4) まちなか再生・活性化に関わる相談、活動支援、合意形成支援に係る事業
- (5) まちなか再生・活性化に関わる社会的教育の普及及び学習の場の提供に係る事業
- (6) まちなか再生・活性化に関わる人材の育成、研修事業
- (7) まちなか再生・活性化に関わるコンサルティング事業、受託事業
- (8) 未来ビジョンの改定及び事業推進のための体制整備および支援
- (9) その他前各号に附帯又は関連する業務

6. 事業年度

事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

7. 組織体制

(1) 社員総会

(2) 理事会

① 理事 3名以上(但し、定数は理事会で決議する)

② 監事 2名以内

役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の定時社員総会の終結時までとする。

ただし、役員の再任は、これを妨げない。

(3) センター

実務運営のためのセンターを置く

8. 会費

会員は、入会金及び年会費を納めるものとする。

正会員	法人、団体	1口 10,000 円 (10口 100,000 円以上)
	個人	1口 2,000 円
賛助会員	法人、団体	1口 10,000 円
	個人	1口 2,000 円

以上